

補足説明

令和3年6月16日
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ
(第7回)

内閣府（防災担当）

地震防災対策の体系と検討の流れ(南海トラフの例)

ワーキンググループでの技術的・専門的議論を踏まえ、特別措置法を改正。
特別措置法改正を受け、基本計画に減災目標と期間、推進計画に円滑避難に関する事項、緊急事業計画に避難施設の整備と国の負担または補助の特例などを定めることとしている。

ワーキンググループ^{*1}

・技術的・専門的検討

特別措置法の改正^{*2}

・最大規模の地震を想定し、基本計画、推進計画、緊急事業計画などの枠組みで地震防災対策を推進すること等を規定

基本計画の変更（中央防災会議決定）^{*3}

・基本的方針
・基本的な施策等

今後10年間で達成すべき
減災目標

○想定される最大の死者数
概ね8割減少 等

推進計画の変更（県・市町村等）^{*4}

・津波からの防護・円滑な避難に関する事項等

緊急事業計画の策定（市町村）^{*5}

・避難施設等の整備に関する事業
・国の負担又は補助の特例 等

*1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

*2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正

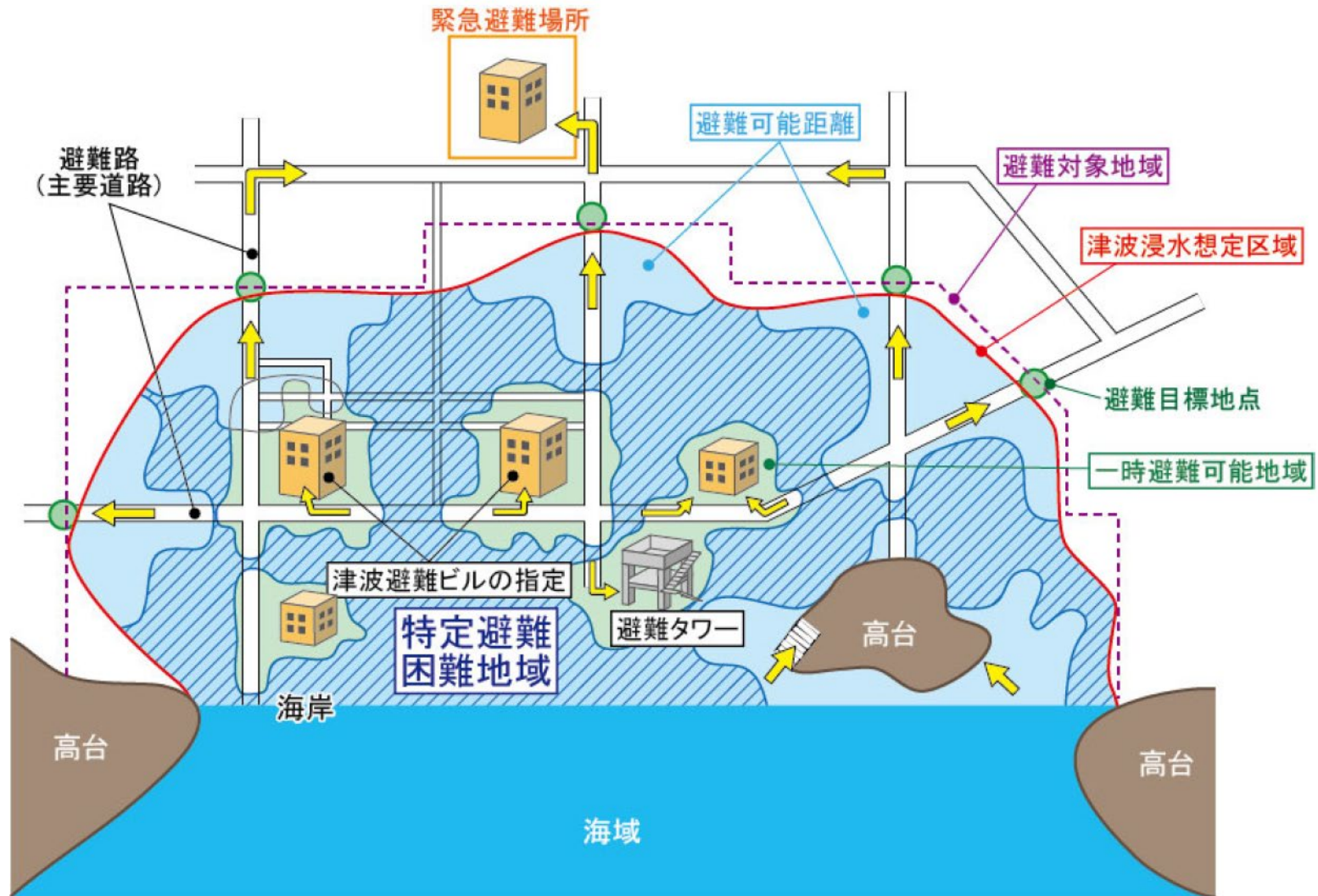
*3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更

*4 南海トラフ地震防災対策推進計画の変更

*5 津波避難対策緊急事業計画の策定

避難場所の確保の考え方

国土交通省の「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」では、まず、第一に検討すべきこととして、津波が到達しない地域や高台への避難であり、この考え方のもと、避難困難者数を極力減らした上で、避難ビル等の追加や新規整備を行うべきとしている。



出典) 国土交通省 「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」

避難場所の事例

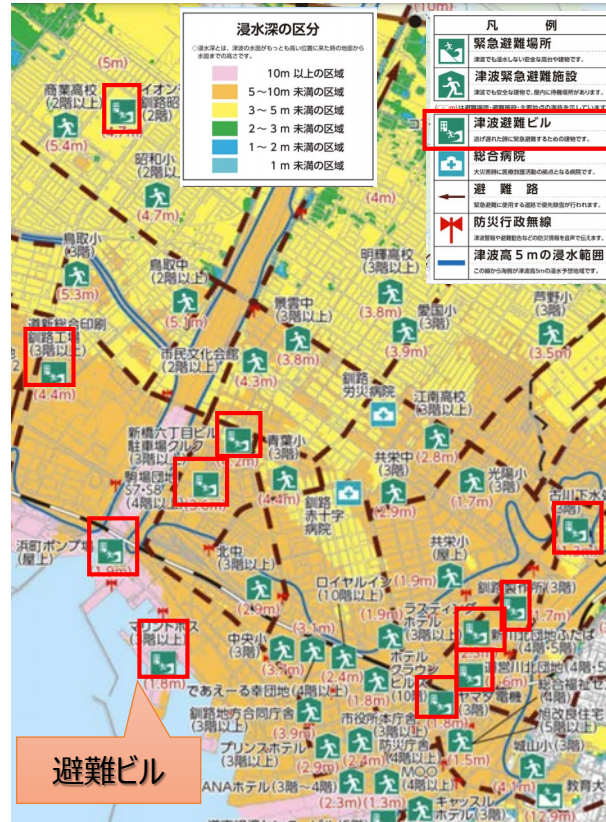
避難可能な高台やビルの有無等、地域ごとの地形や建築物の立地状況等を踏まえて、津波避難のための避難場所の確保を図っている。

津波到達時間内に避難可能な高台がある
⇒必要に応じて高台に上る避難路の整備



釜石市ハザードマップに加筆

津波到達時間内に避難可能なビル等の建物がある
⇒避難ビル指定



釧路市ハザードマップに加筆

津波到達時間内に避難可能な高台やビルがない
⇒津波避難タワーの整備



高知県防災マップ(南国市)に加筆

防寒対策の考え方

津波から緊急に避難する避難場所（一時）と長期の避難生活を送るための避難所は、避難を要する期間と取り巻く環境に応じて、必要とする防寒対策が異なり、一般的には、長期になるほど求められる設備等は大きくなる。併せて、長期湛水の影響から、救助を求めるための通信手段や長期の避難生活に必要な情報通信の設備などを、状況に応じて設置することが求められる。

これらは、地域の実情に応じて、自助、共助、公助で分担しながら対応することが求められる。

期間 場所 必要物資の考え方	1～2日間 （津波警報発表期間） 避難場所（一時） 1～2日間の避難に必要な防寒対策 食料・水・トイレ	1週間程度 （津波氾濫水が長期湛水） 避難場所（一時） 1週間程度の避難に必要な防寒対策 食料・水・トイレ 通信手段（避難要請など）	～数ヶ月 避難所（長期） 長期避難に必要な防寒対策 食料・水・トイレ 通信手段（インターネット環境など）
必要物資	○防寒 ・アルミ保温シート ・毛布 ・タオル、衣類 ・着替え用テント ○食料・水 ・調理不要の非常食、水（2日分程度） ○トイレ ・2日分程度の簡易トイレ	○防寒 ・アルミ保温シート ・毛布 ・タオル、衣類 ・着替え用テント ・ジェットヒーター ・灯油 ・冬用寝袋 ○食料・水 ・食料、飲料水（1週間程度） ○トイレ ・1週間分程度の簡易トイレ ○通信 ・衛星携帯電話 ・災害時公衆電話	○防寒 ・毛布 ・タオル、衣類 ・着替え用テント ・ジェットヒーター ・灯油 ・冬用寝袋 ・電気毛布 ・採暖室 ・段ボールベッド ・非常用発電機 ○食料・水 ・食料、飲料水 ・電気ポット等で温かい飲み物を提供 ○トイレ ・簡易トイレ、コンテナ型トイレ ○通信 ・避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（wi-fiなど）

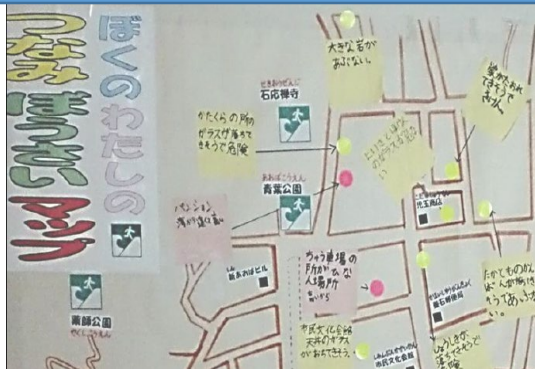
※避難生活の時間に応じて、防寒対策としての考え方を例示したものであり、実際には、地域の特性に応じて具体的に決める必要がある

住民の主体的な避難の取組み

○災害から国民の命を一人でも多く守るためには、住民が『自らの命は自ら守る』意識を持ち、適切に避難行動をとることが重要。

○住民の防災意識が自主的かつ持続的に育まれていくためには、防災を地域の「災害文化」として醸成させていくことが重要であり、より実践的な防災教育や参加・体験型の防災学習など、地域住民が主体となった取組の推進が必要。

自主的な防災意識を育む取組み



小学生が作成した津波防災安全マップ
出典) 内閣府防災教育・周知啓発ワーキンググループ 防災教育チーム 加藤委員資料

岩手県釜石市では、子供たちが自分の足で歩き、自分の目で見
て津波防災安全マップを作成。
また、保護者が子供とともに通学路を確かめた。

地域を巻き込んだ防災教育



保育所・小学校・中学校・地域住民合同避難訓練
出典) 黒潮町「防災教育必携～指導のココロエ～」

高知県黒潮町では、中学生が、町の総合防災訓練の際、高齢者、要配慮者をサポートし訓練に誘う等の支援活動に
取り組んだ結果、地区の避難訓練参加率が33%から93%まで上昇した。
また、毎年開催している町内の防災シンポジウムでの子どもたちの発表が、大人たちに感動を与えて、大人たちの防災意識の向上に役立っている。

既存コミュニティを活かした避難



防災隣組による過去に発生した災害や降雨時に見られる現象、祖先からの言い伝えなどを書きこみ
出典) 東京大学片田研究室ウェブページ

三重県尾鷲市では地域が持っていたコミュニティを生かし、みんなで一緒に避難することを目的とし、隣近所の数軒（5～6世帯）を一組として構成される「防災隣組」の取組を開始

「防災隣組」では、一人で頑張らず、皆で早いところ避難所に集まって、楽しく過ごす「頑張らない避難」を勧めている。

(参考) 防災教育・周知啓発ワーキンググループ(防災教育チーム) 提言

【防災・減災、国土強靱化新時代】防災教育・周知啓発WG(防災教育チーム) 提言

防災教育を第3次学校安全推進計画の柱に位置付け

～全ての子どもが災害から生命を守る能力を身に付けられる防災教育の全国展開～

現状・課題

- ・ 地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施する小・中学校は3割未満。避難訓練内容の形骸化も見られる
- ・ 正常性バイアス等の必要な防災知識が教えられているのか、教育内容の詳細を確認できていない
- ・ 義務教育を終えた時に全ての生徒が災害から生命を守る能力を身に付けている保証は何らない

- ・ 学校では防災教育に十分な時間・人材を充てられない
- ・ 防災教育への保護者の関心が高く、比較的柔軟な現場対応が可能な幼保段階の防災教育の充実が求められる
- ・ 防災教育に当たり、地域と学校の一層の連携が必要

- ・ 子どもの成長に重要な非認知能力※の育成に効果的な防災教育が十分に認識されていない
- ・ 大人になるほど、正常性バイアス等により防災意識が低下

※「非認知能力」

意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力。学力(認知能力)と対照して用いられる。

第3次学校安全の推進に
関する計画の策定
(R3年度末)

政策の方向性

- ・ 全ての小・中学校で、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施
- ・ 全国の小・中学校における定期的な防災教育の実施内容を調査、公表
- ・ 現職教員に加え教職課程の学生にも防災教育の指導法を教授
- ・ 地域と学校が連携した防災教育を支援する防災教育コーディネーター(仮称)を育成
※コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働体制の仕組みの活用等
- ・ 幼保の段階から小、中、高とシームレスな防災教育を実施

防災教育の幅広い効果

○全ての子どもたちが災害時に自らの生命を守ることができる
(例：自分が主人公の発災シナリオを作成する「防災小説」の取り組みを通じ、災害を自分事化)

さらに

- ・ 主体的・内発的に避難する態度、他人を思いやる態度を育てる
⇒ 非認知能力、生きる力を育成
- ・ 地域住民の防災活動、地域の自然の恵み・災いを教える
⇒ 郷土愛、地域を担う意識を育成
- ・ 子どもと共に地域の大人が防災を学ぶ
⇒ 大人が心を動かされ、主体的に生命を守る防災意識を涵養

(参考) 内閣府「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」報告書（抜粋）

今回の豪雨災害は、行政主導の避難対策の限界を明らかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいということを我々に突き付けた。行政には、引き続き、避難対策の強化に向け全力で取り組むことを求めるが、加えて、国民の皆様に、下記のことを強く求める。

<国民の皆さんへ～大事な命が失われる前に～>

- ・自然災害は、決して他人ごとではありません。「あなた」や「あなたの家族」の命に関わる問題です。
- ・気象現象は今後更に激甚化し、いつ、どこで災害が発生してもおかしくありません。
- ・行政が一人ひとりの状況に応じた避難情報を出すことは不可能です。自然の脅威が間近に迫っているとき、行政が一人ひとりを助けに行くことはできません。
- ・行政は万能ではありません。皆さんの命を行政に委ねないでください。
- ・避難するかしないか、最後は「あなた」の判断です。皆さんの命は皆さん自身で守ってください。
- ・まだ大丈夫だろうと思って亡くなった方がいたかもしれません。河川の氾濫や土砂災害が発生してからではもう手遅れです。「今、逃げなければ、自分や大事な人の命が失われる」との意識を忘れないでください。
- ・命を失わないために、災害に関心を持ってください。
 - あなたの家は洪水や土砂災害等の危険性は全くないですか？
 - 危険が迫ってきたとき、どのような情報を利用し、どこへ、どうやって逃げますか？
- ・「あなた」一人ではありません。避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方の援助など、地域の皆さんで助け合いましょう。行政も、全力で、皆さんや地域をサポートします。

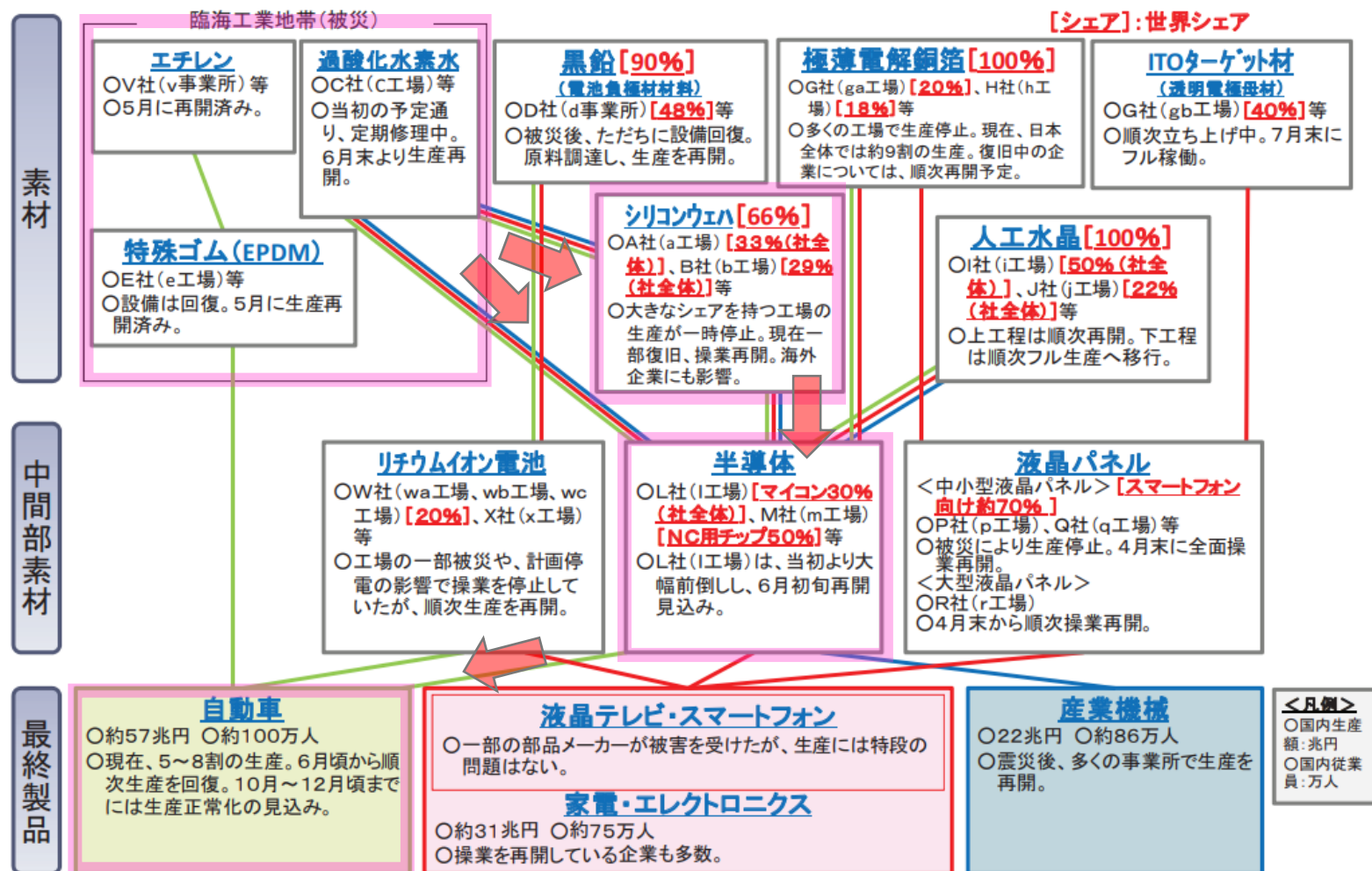
行政には、このような社会を醸成するため、住民の主体的な避難の支援に向け、国、都道府県、市町村、その他の関係機関が連携し、住民に避難を促すための切迫感を持った伝え方を含めた「避難勧告等に関するガイドライン」の改定など本報告を踏まえた具体的な取組を速やかに実行に移すことを強く求める。また、本報告を活用し、関係省庁での防災施策を検討するとともに、広く学識経験者やマスメディアとも意識の共有を図りながら、防災への社会の関心を高め、現場で実践できる防災の専門家を育成していくべきである。

東日本大震災時における製造業のサプライチェーンへの影響

東日本大震災の際は、自動車製造に必要な素材等の生産が減少し、平成23年5月時点で5～8割の生産となった。

例： 地震発生→過酸化水素水（洗浄液）減産→シリコンウエハ減産→半導体減産→自動車減産

サプライチェーン全体に波及する震災の影響（一例）



北海道・東北地方の各種製造業の立地状況

室蘭市

- ・自動車部品製造・関連企業
 - ・製鉄・製鋼所
 - ・セメント工場
- 等

釧路市

- ・製紙工場
 - ・石炭鉱業所
 - ・製薬工場
- 等

苫小牧市

- ・製紙工場
 - ・製油所
 - ・自動車部品製造・関連企業
- 等

青森県

- ・油槽所
 - ・ケミカルタンカー造船所
 - ・飼料コンビナート
 - ・非鉄金属製造所
 - ・半導体製造企業
- 等

岩手県

- ・自動車部品製造・関連企業
 - ・合板工場
- 等

